

令和7年 第3回 福岡市東区選挙管理委員会

3月3日（月）

【 議 題 】

- 1 議案第13号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第14号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第15号 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 4 議案第16号 福岡県知事選挙における期日前投票所の開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 5 議案第17号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 6 議案第18号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

< 次 回 >

委員会 令和7年3月5日（水）午前10時～
東区役所本館 2階 応接室

議案第 13 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 826 人 |
| | 内訳 死亡者 | 83 人 |
| | 市外転出者 | 743 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 3 月 3 日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和7年3月3日 投票区別抹消者数一覧

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	1	0	1	14	15	29	15	15	30
2馬出第二	0	1	1	5	6	11	5	7	12
3箱崎第一	0	0	0	20	9	29	20	9	29
4箱崎第二	1	6	7	9	6	15	10	12	22
5箱崎第三	1	0	1	3	10	13	4	10	14
6宮松第一	0	0	0	19	12	31	19	12	31
7宮松第二	1	2	3	18	15	33	19	17	36
8宮松第三	0	2	2	7	13	20	7	15	22
9松島第一	1	0	1	21	15	36	22	15	37
10松島第二	0	0	0	10	2	12	10	2	12
11名島第一	2	1	3	19	10	29	21	11	32
12名島第二	1	2	3	9	9	18	10	11	21
13千早	1	1	2	20	17	37	21	18	39
14千早西	0	1	1	2	4	6	2	5	7
15香陵	1	0	1	0	0	0	1	0	1
16香椎浜	1	2	3	4	4	8	5	6	11
17城浜	0	2	2	0	0	0	0	2	2
18舞松原第一	1	2	3	1	3	4	2	5	7
19舞松原第二	0	0	0	8	8	16	8	8	16
20若宮第一	0	3	3	9	8	17	9	11	20
21若宮第二	1	0	1	4	4	8	5	4	9
22香椎第一	1	0	1	12	6	18	13	6	19
23香椎第二	1	0	1	9	12	21	10	12	22
24香椎下原第一	1	0	1	5	6	11	6	6	12
25香椎下原第二	1	0	1	19	12	31	20	12	32
26香椎東第一	2	3	5	12	6	18	14	9	23
27香椎東第二	1	2	3	4	5	9	5	7	12
28香住ヶ丘第一	1	0	1	19	13	32	20	13	33
29香住ヶ丘第二	1	2	3	7	4	11	8	6	14
30和白第一	1	1	2	11	9	20	12	10	22
31和白第二	0	1	1	6	6	12	6	7	13
32三苦	1	2	3	12	8	20	13	10	23
33奈多第一	2	1	3	6	4	10	8	5	13
34奈多第二	0	0	0	0	2	2	0	2	2
35美和台第一	0	0	0	3	4	7	3	4	7
36美和台第二	0	3	3	13	4	17	13	7	20
37和白東第一	1	0	1	10	2	12	11	2	13
38和白東第二	1	0	1	7	7	14	8	7	15
39西戸崎第一	2	0	2	2	2	4	4	2	6
40西戸崎第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
41志賀第一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	1	0	1	5	6	11	6	6	12
45照葉第二	0	0	0	9	12	21	9	12	21
46多々良第一	1	2	3	25	16	41	26	18	44
47多々良第二	0	1	1	3	1	4	3	2	5
48八田	1	0	1	4	5	9	5	5	10
49青葉第一	1	2	3	5	10	15	6	12	18
50青葉第二	1	2	3	1	0	1	2	2	4
合計	35	48	83	411	332	743	446	380	826

議案第 14 号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月3日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 2,940人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月3日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第22条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一条第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和7年2月20日現在登録者数			令和7年3月3日消抹者数			令和7年3月3日登録者数			移替登録者数			令和7年3月3日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,738	3,046	5,784	15	15	30	42	53	95	2	4	6	3	4	7
2馬出第二	2,180	2,333	4,513	5	7	12	30	35	65	2	1	3	1	2	3
3箱崎第一	2,712	3,106	5,818	20	9	29	38	47	85	1	3	4	2	5	7
4箱崎第二	3,068	3,067	6,135	10	12	22	34	29	63	2	1	3	1	0	1
5箱崎第三	2,802	3,279	6,081	4	10	14	30	39	69	5	2	7	1	3	4
6宮松第一	3,057	2,794	5,851	19	12	31	43	44	87	1	1	2	2	2	4
7宮松第二	3,834	3,903	7,737	19	17	36	59	56	115	1	5	6	4	7	11
8宮松第三	3,160	2,911	6,071	7	15	22	47	38	85	4	3	7	5	4	9
9松島第一	3,035	2,573	5,608	22	15	37	38	32	70	5	2	7	7	4	11
10松島第二	3,273	3,338	6,611	10	2	12	55	51	106	1	1	2	4	5	9
11名島第一	4,537	4,972	9,509	21	11	32	48	42	90	7	7	14	4	4	8
12名島第二	1,938	2,104	4,042	10	11	21	22	19	41	1	3	4	1	0	1
13千早	4,738	6,084	10,822	21	18	39	87	73	160	2	4	6	3	5	8
14千早西	2,510	2,932	5,442	2	5	7	28	18	46	0	0	0	0	0	0
15香陵	2,211	2,651	4,862	1	0	1	14	13	27	2	3	5	0	1	1
16香椎浜	2,763	3,634	6,397	5	6	11	20	20	40	2	2	4	12	13	25
17城浜	976	1,477	2,453	0	2	2	4	6	10	0	1	1	0	5	5
18舞松原第一	1,748	2,002	3,750	2	5	7	10	8	18	1	1	2	1	0	1
19舞松原第二	2,191	2,600	4,791	8	8	16	22	28	50	2	2	4	5	3	8
20若宮第一	2,400	2,665	5,065	9	11	20	27	16	43	4	2	6	1	1	2
21若宮第二	1,400	1,455	2,855	5	4	9	20	13	33	1	1	2	3	1	4
22香椎第一	2,803	3,104	5,907	13	6	19	33	46	79	2	3	5	3	4	7
23香椎第二	2,505	2,890	5,395	10	12	22	45	37	82	2	3	5	2	2	4
24香椎下原第一	1,648	1,626	3,274	6	6	12	15	18	33	1	3	4	1	2	3
25香椎下原第二	4,622	4,189	8,811	20	12	32	68	48	116	2	3	5	3	5	8
26香椎東第一	2,933	3,158	6,091	14	9	23	25	38	63	1	3	4	3	1	4
27香椎東第二	2,454	2,699	5,153	5	7	12	15	23	38	0	1	1	0	1	1
28香住ヶ丘第一	4,609	4,447	9,056	20	13	33	63	57	120	7	6	13	5	3	8
29香住ヶ丘第二	2,368	2,725	5,093	8	6	14	23	22	45	0	3	3	0	1	1
30和白第一	2,432	2,523	4,955	12	10	22	29	29	58	5	2	7	2	2	4
31和白第二	2,777	3,191	5,968	6	7	13	38	38	76	2	1	3	0	1	1
32三苦	3,579	3,813	7,392	13	10	23	46	37	83	3	8	11	3	2	5
33奈多第一	2,315	2,670	4,985	8	5	13	20	21	41	1	0	1	2	3	5
34奈多第二	1,163	1,373	2,536	0	2	2	11	17	28	0	0	0	3	6	9
35美和台第一	2,904	3,310	6,214	3	4	7	16	20	36	3	2	5	1	1	2
36美和台第二	3,195	3,728	6,923	13	7	20	32	30	62	1	2	3	4	3	7
37和白東第一	2,581	2,791	5,372	11	2	13	27	13	40	1	0	1	2	2	4
38和白東第二	2,380	2,628	5,008	8	7	15	28	22	50	2	2	4	1	0	1
39西戸崎第一	1,785	2,023	3,808	4	2	6	8	11	19	0	2	2	1	1	2
40西戸崎第二	589	644	1,233	0	1	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0
41志賀第一	411	474	885	0	0	0	3	3	6	0	0	0	0	0	0
42志賀第二	68	100	168	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	101	106	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	1,339	1,396	2,735	6	6	12	18	19	37	1	1	2	0	0	0
45照葉第二	3,767	4,219	7,986	9	12	21	82	68	150	5	2	7	1	5	6
46多々良第一	4,817	4,322	9,139	26	18	44	79	53	132	4	3	7	1	6	7
47多々良第二	1,016	1,164	2,180	3	2	5	8	10	18	1	1	2	1	0	1
48八田	2,496	3,101	5,597	5	5	10	27	26	53	0	2	2	3	2	5
49青葉第一	2,503	2,972	5,475	6	12	18	22	29	51	0	1	1	4	1	5
50青葉第二	1,941	2,160	4,101	2	2	4	9	12	21	3	2	5	1	2	3
合計	125,372	136,472	261,844	446	380	826	1,511	1,429	2,940	93	105	198	107	125	232
													126,451	137,541	263,992

議案第15号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における東区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区役所別館3階301会議室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市東区千早四丁目21番45号 なみきスクエア1階交流ロビー	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで
福岡市東区香椎浜三丁目12番1号 イオンモール香椎浜2階イオンホール	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

【公職選挙法】

第三十九条(投票所)

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条(投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

議案第16号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

1 開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻

なみきスクエア1階交流ロビー 午前10時

2 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンモール香椎浜2階イオンホール	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時

3 変更理由

なみきスクエア1階交流ロビー、イオンモール香椎浜2階イオンホール及びソラリアプラザ1階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、東区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十条（投票所の開閉時間）

投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

- 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
 - 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

※読替規定

第四八条の二（期日前投票）

- 6 第三十九条から第四十一条まで（略）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

議案第17号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

公職選挙法

第三十七条(投票管理者)

各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令

第二十四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第四十九条の七(期日前投票における関係規定の適用の特例)

(省略) 第二十五条中「氏名」とあるのは「氏名並びにその者が職務を行うべき日」(中略)とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

<u>第二十五条</u>	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間

議案第18号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における東区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年3月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

【公職選挙法】

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合においては、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える(省略)。

第三十八条第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日